

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 25 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 8 日

A事業所に勤務していた際の平成 18 年 12 月に支払われた賞与に係る厚生年金保険の記録について、会社の届出が遅れたために年金給付に結び付かない記録になった。年金給付に結び付くように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成 18 年 12 月 8 日に支給された賞与に係る明細書により、申立人は、25 万 5,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成7年12月1日から8年8月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

申立人は、申立期間のうち、平成11年5月27日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年12月1日から8年8月1日まで
② 平成11年5月27日から同年6月1日まで

申立期間①について、平成22年7月に日本年金機構から標準報酬月額の引き下げについての文書が届き、C社の標準報酬月額が20万円とされていることを知った。入社してから退職までの間、給与が下がった記憶は無いので、調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

申立期間②について、A社とD社（現在は、E社）の勤務期間については、1日も空かず継続して勤務していたはずなので、A社の資格喪失日はD社の資格取得日と同日の平成11年6月1日のはずである。調査して厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、C社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額改定通知書により、申立人の申立期間の標準報酬月額は、平成7年12月1日に遡って36万円から20万円に改定する届出が行われ、オンライン記録

により、当該届出は8年3月26日付けで処理されたことが確認できる。

また、申立人と同様に、C社の同僚3人についても平成7年12月1日に遡って、取締役2人については同年4月1日に遡って月額変更届が提出され、当該届出は8年3月26日付けで処理されたことが確認できる。

しかしながら、C社の取締役であり社会保険事務担当者でもあった者は、「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額改定通知書に記載された報酬月額は実際の報酬月額とは相違しており、当該届出は社会保険事務所の職員から標準報酬月額を下げるよう指導があり、社会保険事務所の職員が記載したものである。」と供述している。

また、C社に係る滞納処分票により、申立期間当時、同社には厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成8年3月26日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものととは考え難く、申立人について7年12月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

また、申立人の当該期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た36万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、B社から提出された在籍証明書及び事業主の供述から、申立人が同社に平成11年5月31日まで継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、平成11年4月の申立人のA社におけるオンライン記録から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、厚生年金保険の記録における資格喪失日（退職日の翌日）が雇用保険被保険者記録における離職日の翌日である平成11年5月27日となっており、双方の記録が一致することから、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（適用事業所名はB社。現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を平成元年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月28日から同年3月1日まで
ねんきん定期便を確認したところ、申立期間の年金加入記録が抜けているが、申立期間も継続して勤務していた。当時の給与明細書も所持しており、厚生年金保険料も控除されている。調査して記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書、雇用保険の被保険者記録及びC社の回答により、申立人は、A社において継続して勤務し（同社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の雇用保険の被保険者記録及び申立人が記憶する同僚の厚生年金保険の記録から、平成元年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書の厚生年金保険料の控除額から18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は納付したはずであるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、事業主が資格喪失日を平成元年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年2月28日と誤って記録するこ

とは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

奈良国民年金 事案 1177

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 3 月から 55 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月から 55 年 9 月まで

昭和 52 年 8 月に A 県の会社を退職後、実家に戻り地元企業に就職した。同社での社会保険料控除等は無かったと記憶しているので、20 歳になった 54 年*月頃に B 村で国民年金及び国民健康保険に加入したと思われる。未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20 歳になった昭和 54 年*月頃に B 村で国民年金の加入手続を行った。」と述べているが、52 年 4 月から 55 年 6 月までは A 市 C 区（現在の A 市 D 区）に住居登録されていたことが戸籍の附票で確認できることから、20 歳になった 54 年*月当時、B 村において国民年金の加入手続を行うことはできなかったと考えられる上、B 村において申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付等は両親が行ったと述べており関与しておらず、加入手続を行ったとされる両親も当時の記憶が曖昧で、国民年金に係る手続き等の詳細が確認できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、基礎年金番号以外に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要となると、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の現認調査、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から11年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から11年4月まで

平成10年4月頃、社会保険事務所（当時）において、申立期間は任意加入手続を行えば、保険料を納付することができるかと教えられたので、A市役所へ手続に行った。手続後、しばらくすると自宅へ納付書が送られてきたので、同市役所で申立期間の保険料を一括で納付したのに、納付記録が無いのは納得できない。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は平成10年4月頃、A市で国民年金任意加入手続を行ったとしているところ、この際に同市職員が作成した将来の受給見込み年金額に係る資料を見ると、申立期間は申請免除期間として月数がカウントされており、実際に申立期間のうち、同年4月から11年3月までの期間について申立人は、第1号被保険者と認識されていたことにより、10年4月27日付けで申請免除の手続が行われたことが、オンライン記録において確認できる上、同市の国民年金収滞納一覧表においても当該期間について申請免除の記録が確認できることから、申立人は、市役所で説明を受け、当該期間に係る申請免除の手続を行ったと考えられる。

また、申立人は、A市役所で任意加入の手続を行った後、自宅へ送られてきた納付書で申立期間の保険料として、6、7万円を一括で納付したと述べているところ、申請免除期間の保険料を納付するには追納の手続が必要となるが、同手続が行われた形跡は見当たらない上、追納手続がなされないままに納付書が送付されることは考え難く、さらに申立期間に係る保険料の総額は17万2,900円となることから、申立人の主張と符合しない。

さらに、申立期間は、保険料収納事務の機械化により記録管理の強化が図

られており、平成9年1月1日の基礎年金番号制度導入以降であることを踏まえると、申立期間に係る納付記録が欠落する可能性は極めて低いものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年12月から4年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月から4年12月まで

申立期間は学生であり、アルバイトをしていた際、勤務先が給料から国民年金保険料を控除し、納付してくれていた。社会保険事務所（当時）の職員が自宅に訪問してくれた際に、申立期間の一部の2か月が納付済みと記録されていることを確認したが、今はその記録も消されてしまっている。アルバイト先が申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずで記録があった2か月という期間にも疑問があるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「アルバイトをしていた際、勤務先が給与から国民年金保険料を控除し、納付してくれていた。」と述べているが、申立人及びその母親共に平成3年度分の保険料を平成3年5月31日に、平成4年度分の保険料を平成4年5月30日にそれぞれ免除申請を行っていることがオンライン記録により確認できることから、申立期間については、申立人及びその母親のいずれも申請免除期間であったことが確認できる。このことから、免除申請後に申立期間の保険料を現年度納付した場合は、免除取消しがなされるどころ、取消処理がなされた形跡はうかがえず、また、過年度納付として申請免除期間の保険料を納付するには追納の手続が必要となるが、同手続が行われた形跡は見当たらない。

また、申立期間当時、国民年金保険料は市町村から被保険者に直接送られてくる納付書によって納める必要があり、申請免除期間について事業所が申立人に係る国民年金保険料の納付書を直接入手する手段はないことから、事業所が申立人に係る納付書を利用して保険料を納付したとは考え難い上、申立人が申立期間当時にアルバイトをしていたとする事業所は、「国民年金を

従業員の給料から控除していない。」としており、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付を裏付ける証言は得られなかった。

さらに、申立人は、「申立期間の一部の2か月が納付済みとなっている記録を確認した。」と述べているが、オンライン記録及びA市に係る国民年金マスターチェックリストからは、申立期間に係る納付記録が訂正された形跡はうかがえず、申立期間の保険料が納付済みであったことを裏付ける事情を確認することはできない。

加えて、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、当時の具体的な納付状況が不明である上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 9 月まで

私は、昭和 36 年 4 月に国民年金制度が発足したのを契機に、国民年金の加入手続を行ったと思う。国民年金保険料については、義母が納付してくれていたはずであり、義母が亡くなった日以降は、義父が納付してくれていたと思う。

しかしながら、私が所持する国民年金手帳によると、国民年金被保険者資格取得日が昭和 36 年 4 月 1 日から 39 年 10 月 25 日に訂正されており、不自然であるので調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 4 月に国民年金の加入手続を行ったと思うと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金に加入した場合に払い出される国民年金手帳記号番号は 41 年 4 月 20 日に申立人に対して払い出されており、ほかに申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないことから、申立人はこの頃国民年金の加入手続を行ったものと推認され、当該加入時点で、申立期間のうち大部分の期間の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、申立人は、国民年金手帳によると、国民年金被保険者資格取得日が昭和 36 年 4 月 1 日から 39 年 10 月 25 日に訂正されており不自然であると主張しているが、国民年金手帳記号番号の払出しの時点（41 年 4 月 20 日）では、国民年金制度が発足した 36 年 4 月 1 日に遡って被保険者資格を取得していたところ、申立期間については、厚生年金保険被保険者であった申立人の夫の被扶養者であり、当該期間は国民年金の任意加入期間となることから、申立人の夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失した 39 年 10 月 25 日に国民

年金被保険者資格取得日が訂正されたものと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続を申立人自身が行ったと思うとしているが、加入手続に関する記憶は曖昧である上、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の義母及び義父は共に既に死亡していることから、申立期間当時の加入手続及び保険料納付の状況等が不明である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日までの期間、55 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日までの期間及び 61 年 12 月 21 日から 62 年 7 月 1 日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 6 月 3 日から 53 年 6 月 30 日までの期間、同年 7 月 1 日から 54 年 1 月 8 日までの期間、同年 1 月 8 日から 55 年 3 月 30 日までの期間、同年 4 月 1 日から 61 年 12 月 21 日までの期間及び 62 年 7 月 1 日から平成元年 6 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 55 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日まで
③ 昭和 61 年 12 月 21 日から 62 年 7 月 1 日まで
④ 昭和 50 年 6 月 3 日から 53 年 6 月 30 日まで
⑤ 昭和 53 年 7 月 1 日から 54 年 1 月 8 日まで
⑥ 昭和 54 年 1 月 8 日から 55 年 3 月 30 日まで
⑦ 昭和 55 年 4 月 1 日から 61 年 12 月 21 日まで
⑧ 昭和 62 年 7 月 1 日から平成元年 6 月 1 日まで

A 社（申立期間①）、B 社（申立期間②）及び C 社（申立期間③）の厚生年金保険の被保険者記録が一部無い。

また、A 社（申立期間④）、D 社（申立期間⑤）、B 社（申立期間⑥）、C 社（申立期間⑦）及び E 社（申立期間⑧）における厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与よりも低い。

A 社、D 社及び B 社は、商号及び所在地が変更した同一会社であり、昭和 50 年頃から 55 年 3 月末日まで継続して勤務していた。また、F 社（名称変更後 G 社）は上記会社から分社独立した事業所であり、昭和 55 年 4 月 1 日から 62 年 7 月 1 日まで継続して勤務した後、代表取締役として E

社を経営していた。

給与明細書を提出するので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の被保険者記録及び同僚の証言から、申立人が、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は昭和 53 年 6 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間①は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、A社の同僚に照会したが、申立期間①における給与から厚生年金保険料が控除されていたとする具体的な供述が得られない上、A社に係る厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、61 人の被保険者が昭和 53 年 6 月 30 日に被保険者資格を喪失し、申立人を含む 13 人が同年 7 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所となったD社において被保険者資格を再取得していることが確認できる（61 人のうち 33 人は、同年 7 月 1 日以降に厚生年金保険の適用事業所となった、A社の代表者が設立に関与したとする複数の事業所において被保険者資格を再取得している）。

さらに、申立人は昭和 53 年 4 月及び同年 5 月の給与明細書は提出しているが、申立期間①（同年 6 月）の給与明細書は無く、給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できない。

申立期間②について、申立人は昭和 55 年 3 月末日までB社に勤務していたと主張しているが、申立期間②の直後の申立人の記録があるF社の代表者は、「当社は、昭和 55 年 2 月に税務署などに事業開始の書類を提出し営業を開始した際、申立人は既に当社で営業担当として勤務していた。」と供述しているところ、申立人のB社における雇用保険被保険者記録の離職年月日は同年 2 月 20 日となっており、申立期間②については、F社（雇用保険の記録ではC社）に勤務していることが確認できることから、申立人は、申立期間②においてF社に勤務していたものと考えられる。

また、申立人は、A社に勤務していた昭和 52 年 3 月と主張する給与明細書を提出しているところ、当該給与明細書の支給金額の項目及び記載方法などがF社の明細書と同一であること、当該給与明細書の報酬月額が 46 万 6,000 円であるが、A社における報酬月額は 15 万円程度であり大きく相違していることなどから判断すると、当該給与明細書は、申立期間②であるF社における 55 年 3 月の給与明細書と考えられる上、当該給与明細書において、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

なお、オンライン記録によると、F社は昭和 55 年 4 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間②は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

申立期間③について、申立人は昭和 62 年 6 月末日までC社に勤務してい

たと主張しているが、C社の代表取締役は、「申立人はE社（厚生年金保険の適用事業所となったのは61年2月1日）の代表者となったので、当社の取締役を辞任した。当初、申立人は当社とE社を兼務していたが、当社との雇用関係をなくし、E社の経営に専念した。」と供述しているところ、C社の閉鎖登記簿謄本によると、申立人は同年2月19日付けでC社の取締役を退任しており、C社における雇用保険の離職日は同年12月20日となっていることが確認できる。

また、昭和62年2月にE社に入社した従業員は、「私がE社に入社した際、既に申立人はE社の代表者として在籍していた。」と証言している。

さらに、申立人が申立期間③のC社のものであるとして提出している給与明細書は、C社名の印字が確認できるほかの月の給与明細書と様式が異なるほか、昭和62年5月の給与明細書に訂正の押印をしている者は、E社で給与計算業務に従事していた者であることが確認できることなどから、申立人は、申立期間③においてE社に勤務していたものと考えられる。

なお、E社は昭和62年7月1日付けで社会保険事務所（当時）に法人化した旨の届出を行い、代表取締役であった申立人が同日付で厚生年金保険の資格を取得しており、厚生年金保険法上、被保険者は適用事業所に使用されるものに限られている上、申立期間③は法人化前の期間であることから、事業所の代表者であった申立人は被保険者となることができなかった期間となる。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、申立人は、申立期間④から⑧までの標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の変動範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間④について、申立人から提出された昭和52年12月の給与明細書によると、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

しかし、オンライン記録により、申立人の標準報酬月額が昭和52年10月に12万6,000円から13万4,000円に改定されていることが確認できるところ、同年12月の給与から控除されている厚生年金保険料は、同年10月及び同年11月の給与において従前の12万6,000円に基づく保険料が控除され、

同年 12 月の給与において差額を調整された場合の金額と一致している上、申立人は、同年 10 月及び同年 11 月の給与明細書を所持していないことから、当該給与明細書のみをもって、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められない。

また、申立期間④のうち、年月が印字されている昭和 53 年 1 月及び同年 2 月、同年 4 月及び同年 5 月の A 社の給与明細書によると、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額は、一部の期間においてオンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できるものの、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

さらに、申立人が申立期間④のうち、昭和 52 年 1 月、同年 3 月及び同年 4 月、同年 6 月、同年 8 月及び同年 9 月と主張する給与明細書を提出しており、当該給与明細書の社会保険料額を検証したところ、53 年 2 月以降に使用される健康保険料率に基づき保険料が控除されている上、当該期間のうち、52 年 1 月については、55 年 10 月以降に使用される厚生年金保険料率に基づき保険料が控除されていることが確認できるほか、申立期間⑦に係る G 社の給与明細書と様式及び支払項目が同じであることから、申立期間④の給与明細書として認めることができない。

加えて、申立期間④のうち、上記給与明細書が確認できる期間を除く期間については、申立人は、給与明細書を所持していないことから、当該期間の報酬月額及び保険料控除額が確認できない上、A 社は、前述のとおり既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているとともに、当時の事業主は、「当時の細かいことは覚えていない。」と供述している。

申立期間⑤について、当該期間のうち年月が印字されている昭和 53 年 8 月から同年 12 月までの D 社の給与明細書によると、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額は、一部の期間においてオンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できるものの、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間⑤のうち昭和 53 年 7 月について、申立人は、給与明細書を所持していないことから、当該月の報酬月額及び保険料控除額が確認できない上、D 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主に照会したが、申立てに係る状況を確認することができなかった。

申立期間⑥について、当該期間のうち年月が印字されている昭和 54 年 2 月、同年 4 月から同年 6 月までの期間、同年 8 月及び同年 9 月、同年 12 月から 55 年 2 月までの期間の B 社の給与明細書によると報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できるものの、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たら

ないため、あっせんは行わない。

また、申立期間⑥のうち、上記給与明細書が確認できる期間を除く期間については、申立人は、給与明細書を所持していないことから、当該月の報酬月額及び保険料控除額が確認できない上、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主に照会したが、申立てに係る状況を確認することができなかった。

申立期間⑦について、申立人は当該期間のうち、昭和 55 年 4 月から 56 年 1 月までの期間の給与明細書を所持していないとしているが、前述の申立人が申立期間④のものであるとして提出した給与明細書は、申立期間⑦当時の厚生年金保険料率及び健康保険料率が使用されていることから、当該給与明細書は申立期間⑦の一部であると考えられる。

上記明細書を含め、申立期間⑦のうち、昭和 55 年 4 月から同年 6 月までの期間、同年 8 月及び同年 9 月、56 年 1 月から同年 4 月までの期間、同年 7 月と考えられる給与明細書について検証を行ったところ、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できるものの、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間⑦のうち、昭和 56 年 10 月から 61 年 9 月までの期間について、オンライン記録により、申立人の標準報酬月額は、当時の厚生年金保険標準報酬月額等級表の上限の標準報酬月額であることが確認できる上、当該期間のうち、申立人から提出された 56 年 11 月から 58 年 11 月までの期間、59 年 1 月から 60 年 8 月までの期間、同年 11 月から 61 年 4 月までの期間の給与明細書によると、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

さらに、申立期間⑦のうち、昭和 61 年 10 月及び同年 11 月について、申立人は給与明細書を提出しておらず、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができないが、オンライン記録によると、同年 10 月に申立人の標準報酬月額は、従前の最高等級から 15 万円に改定されているところ、C社の閉鎖登記簿謄本によると、申立人はC社の取締役を同年 2 月 19 日付けで退任していること、及び申立人の同年 3 月の給与明細書により報酬月額が従前の 72 万円から 15 万円に下がっていることが確認でき、C社では同年 3 月に給与が下がったことによる同年 6 月の随時改定に係る月額変更届を提出しておらず、同年の算定基礎届において、申立人の報酬月額を 15 万円として届け、その結果、社会保険事務所は同年 10 月から標準報酬月額を 15 万円として決定したものと考えられる上、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は見受けられず、それらの記載内容に不自然な点は見られない。

加えて、申立期間⑦のうち、上記給与明細書が確認できる期間を除く期間

については、申立人は給与明細書を所持しておらず、申立人の給与から控除されていた厚生年金保険料を確認することができない上、C社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主に照会したが、申立てに係る状況を確認することができなかった。

申立期間⑧について、当該期間のうち、申立人から提出された昭和 62 年 9 月から 63 年 12 月までの期間のE社の給与明細書によると、報酬月額に見合う標準報酬月額は、一部の期間においてオンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できるものの、保険料控除に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致することから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間⑧のうち、申立人が平成元年 1 月及び同年 2 月の給与明細書を提出しており、当該給与明細書の社会保険料額を検証したところ、2 年 1 月及び 3 年 1 月以降に使用される厚生年金保険料率に基づき保険料が控除されていることから、申立期間⑧の給与明細書として認めることができない。

さらに、申立期間⑧のうち、申立人から提出された平成元年 4 月の給与明細書により、申立人は当該月において、報酬月額及び厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できるものの、同年 4 月の給与明細書から控除されている厚生年金保険料額は、申立期間⑧当時の厚生年金保険料標準報酬月額等級表の上限（47 万円）を越えた標準報酬月額（53 万円）に基づく等級が用いられており、当該標準報酬月額は同年 12 月から使用されていることから、申立期間⑧の給与明細書として認めることができない。

加えて、申立期間⑧のうち、上記給与明細書が確認できる期間を除く期間については、申立人は給与明細書を所持しておらず、申立人の給与から控除されていた厚生年金保険料を確認することができない上、E社は、既に会社を閉鎖したとしており、当時の社会保険事務担当者は、「社会保険事務所で決定された標準報酬月額に基づき、給与から厚生年金保険料を控除していた。」と供述している。

このほか、申立期間④から⑧までについて、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間④から⑧までについてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 8 月 1 日から 10 年 9 月 30 日まで
A社に勤務していた期間のうち、平成 8 年 8 月から 10 年 8 月までの標準報酬月額が 20 万円とされているが、当該期間もそれ以前の期間と給料は変わっていないので標準報酬月額は 47 万円のはずである。
調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、平成 8 年 11 月 11 日付けで、同年 8 月 1 日に遡って月額変更処理が行われ 47 万円から 20 万円に改定されている。

しかし、A社は、平成 10 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主とは連絡が取れない上、同僚からも申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除についての証言は得られなかった。

また、申立人は、給与明細書等を保管していないことから、申立人の主張する報酬月額及び標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、申立期間中の平成 9 年 7 月 6 日以降の期間について、申立人に対し標準報酬月額 20 万円を計算の基礎とした健康保険の傷病手当金が支給されていることが確認できることから、このことについて申立人に照会したところ、支給額について意識したことはなかった旨回答している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 7 月 11 日から 38 年 1 月 1 日まで
② 昭和 38 年 1 月 25 日から 42 年 9 月 21 日まで

日本年金機構から脱退手当金に関するはがきが届き、厚生年金保険の記録が回復される場合があるというので、申立てをした。脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査して脱退手当金を受給したとされる記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の最終事業所である A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の氏名は、脱退手当金支給決定日直前の昭和 43 年 3 月 14 日に変更処理が行われた記載があり、申立期間に係る脱退手当金が同年 3 月 29 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に合わせて当該変更処理が行われたものと考えられる。

また、上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1311

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 22 日から 46 年 7 月 31 日まで
平成 21 年頃に社会保険庁（当時）から送られてきた年金記録を見て、A社における厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金が支給済みであることを初めて知った。厚生年金保険の制度から脱退したという記憶は無く、脱退手当金を受給した記憶も無い。調査して、脱退手当金を受給したという記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書には、申立人の署名及び押印が確認できることに加え、記載されている住所地は当時申立人の夫が勤務していた事業所の社員寮であることが確認できる上、当該住所地に近い郵便局が脱退手当金の送金先として指定されているなど、申立人の意思に基づき請求が行われたものと推認できる。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和 47 年 2 月 22 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1312

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 7 月 1 日から 34 年 10 月 1 日まで
② 昭和 35 年 1 月 5 日から 36 年 12 月 25 日まで

日本年金機構から届いた通知によると、申立期間について脱退手当金を受給した記録となっている。

しかしながら、申立期間当時、私は脱退手当金の制度は知らず、脱退手当金を受給した記憶も無い。

今後の年金受給額に少しでも上乘せしたいので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の最終事業所であるA事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号の前後100人のうち、同事業所で昭和38年度までに受給要件を満たして被保険者資格を喪失した女性27人(申立人を含む)の脱退手当金の支給記録を確認したところ、14人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち申立人を含む9人が資格喪失日から6か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、申立期間以外に脱退手当金が未請求となっている厚生年金保険被保険者期間が認められるが、当該被保険者期間と申立期間は別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を確認することは困難であったことから、支給されていない被保険者期間が存在することに不自然さはいかたがえない。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、当該脱退手当金は、同事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和37年5月2日に支給決定されており、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1313

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 7 月 1 日から 16 年 10 月 1 日まで
私は、昭和 60 年 1 月に A 社に入社し、退職するまで継続して勤務していたが、申立期間の加入記録が無いことに納得できない。調査して記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は、「申立人は、平成 9 年 1 月 21 日に定年で退職した後、同年 1 月 22 日付けで嘱託社員として再雇用した。そして、14 年 6 月 30 日付けで退職後、業務の必要性からアルバイトとして同年 7 月 1 日から 19 年 1 月 21 日まで勤務してもらっていた。」と回答していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A 社は、「申立期間当時は当社の慣習としてアルバイトは社会保険には加入させていなかった。」と回答し、かつ同社が保管する賃金台帳によると、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A 社が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人は平成 14 年 7 月 1 日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、A 社が加入している B 健康保険組合が保管する任意継続被保険者資格取得申請書によると、申立人は、平成 14 年 7 月 1 日に健康保険任意継続被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1314

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 1 日から 48 年 7 月 1 日まで
私の年金記録によると、脱退手当金が会社を辞めてから 1 年 2 か月もたつてから支給されたことになっているが、受け取った記憶も無く、こんなに期間がかかるのはおかしい。支給されたかどうか疑問が残るので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金裁定請求書には、申立人の署名及び押印が確認でき、住所欄には当時申立人が居住していたとする住所地が記載されていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄及び申立人が所持する年金手帳には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認でき、その支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。